

「諦忍律師と徳川宗春」再考

川口 高風

キーワード：諦忍律師 徳川宗春 興正寺 建中寺

一 はじめに

八事山興正寺は現在、真言宗高野山派の別格本山である。正式の寺号は八事山遍照院興正律寺といい、開山には弘法大師、開基には興正菩薩を勧請し、事実上の開山である中興開山は天瑞円照、総本尊は銅鑄の大日如来である。

江戸時代の興正寺は南都西大寺の法流で、和泉神鳳寺派の律宗であった。しかし、明治五年三月の宗派に属する届出で真言宗高野山派となった。高野山の奥の院に似ていることから「尾張高野」とも呼ばれ、中興開山の元禄期以来、有識僧の来往、修行僧の掛搭する者は多く、境内の東山は女人禁制の結界地であった。また、第五世諦忍律師（以下、諦忍と称す）の代には、学僧諦忍の徳を慕って多くの僧俗の礼謁や菩薩戒伝授が行われている。

「諦忍律師と徳川宗春」再考

興正寺は東西の両山に分かれているが、「両山由緒縁起」「広縁起」などによれば、東山は天瑞円照によって貞享五年（一六八八）に開かれ、遍照院興正律寺と称し、本尊は恵心僧都作といわれる阿弥陀如来である。西山は元禄二年（一六八九）に寺領として寄進されており、同九年（一六九六）には徳川光友より念持仏の正観音像を寄進せられ、観音堂を建立して本尊とした。そのため西山を普門院と称したが、享保十四年（一七二九）二月六日に西山の竈から出火して食所、寮、物置、薪小屋などを焼失したことがある。

諦忍代の寛延四年（一七五二）には弥陀堂が建立され、慈覚大師作と伝えられる阿弥陀如来が本尊とされるようになった。しかし、本来の西山は「両山由緒縁起」の八事西山由緒縁起に、

元禄十五年二月

大納言光友様与梨西山房舎寮女人拜堂表門惣堀土手周垣等悉ク御造立或ハ御修理等被為仰付候

西山之儀若殿様方大殿様御近従衆折々御参詣御休息所二御座候

とあり、東山が結界されたのに対し、西山は女人が拜することのできる所として、徳川光友を始め殿様方や側近衆が参詣の際、休息所とされた所でもあった。

このように興正寺は東山の遍照院と西山の普門院からなり、蔵書も両山にあった。しかし、現在では西山が中心となり、東山は堂宇のみとなっているため、東西両山の蔵書は西山の八事文庫に

収納されている。

筆者は、その八事文庫に所蔵する書籍や文書の整理を昭和五十一年十月から同五十三年八月頃までの約二年間行い、所蔵目録を公刊した（『尾張八事文庫書籍目録』〈昭和五十三年十一月 第一書房〉、『尾張八事文庫文書目録』〈平成五年四月 第一書房〉）。

その整理中に、尾崎久弥氏が『徳川宗春年譜』（昭和三十二年八月 名古屋市経済局貿易観光課）で紹介した「由緒書」（文書三四）以外に「文書二二八」に分類される「由緒書」を見出した。

それには朱や墨で削除の指示が加えられている見せ消ちがあり、その見せ消ちによって最晩年の宗春の行動と人柄を知ることができた。それを平成六年三月発行の「愛知学院大学禅研究所紀要」第二十二号に「諦忍律師と徳川宗春」で発表した。

一方、諦忍は諱を妙竜といい、空華子とも号し、天明六年（一七八六）六月十日に八十二歳で示寂している。『念仏無上醍醐編』『律苑行事問弁』『以呂波問弁』など多くの著作を出した学僧で、尾張の高僧の一人にあげられている。戒律学を中心に禅、密教、浄土にも秀出た人であり、詳しい伝記や著作、思想については拙著『諦忍律師研究』（平成七年十二月 法蔵館）で明らかにした。

筆者は以前、八事山興正寺の「由緒書」によって、宝暦十三年（一七六三）九月二日の尾張第七代藩主徳川宗春公（以下、徳川宗春と称す）の興正寺参詣を考察した。しかし、平成二十年には、阿部秀樹氏によって「前中納言様御参詣留」（以下、「御参詣

留」）が八事文庫に所蔵することを確認し翻刻された（『江戸時代の八事山興正寺——八事文庫文書にみる尾張高野の歩み——』平成二十年三月 勁草書房）六十四、一四四頁。阿部氏は「御参詣留」の詳しい考察はなされていないため、筆者は「由緒書」と比較しながら、徳川宗春が興正寺に参詣した一日の新しい事実を明らかにしようと考えた。

「御参詣留」は八事文庫の「文書二四」に所収している。しかし、「文書二四」は諸の覚や控などが合冊になっており、拙編者『尾張八事文庫文書目録』八十四頁には「堂舎書上の扣 一冊 二四」となっている。細目には（口上之覚（文化十四年四月）、堂舎書上之扣（寛政三年差出）、八事山興正寺堂舎之覚（寛政元年三月）、西山能満堂本尊開扉の件（文化十三年四月）など）とあるのみで「御参詣留」はあげられていない。筆者の整理した当時のカードをみると、タイトルは記入してあるが、覚や扣ともにあるところから、目録では「など」として省略した。これは筆者の大ミスであったが、阿部氏はそれを見出し翻刻して紹介された。阿部氏に改めて感謝申し上げたい。

「御参詣留」の筆者は、興正寺側の使僧として担当した知事の卓然であることが内容から明らかである。八事文庫文書一七四の「覚」は借金返済についての覚書であるが、同じ使僧の卓然が役所へ出したものである。両文書を対照すると同じ筆であるところから、「御参詣留」は卓然が記したことは確かである。担当者自ら書き留めたものであるため、資料の信憑性は高いものといえ

る。しかし、八事文庫には宗春参詣後の文書に卓然の名はまったく出てこない。何か理由があったかと思われる。そのため卓然の詳しい行歴は不詳である。

後年に成った「由緒書」は、「御参詣留」を参考にしていることは確かである。「御参詣留」が箇条書きになっているため、それを整理したものが「由緒書」である。しかし、他にも御参詣に関するメモがあつて書き加えたと思われる箇所もあり、「由緒書」は興正寺に伝わる口伝と数種の文書を利用して成つたものである。

二 徳川宗春の略伝と諦忍との交流

徳川宗春は尾張藩三代藩主綱誠の第二十子で、幼名を萬五郎、次に求馬と称し、元服して通春と名乗つた。元禄九年（一六九六）十月二十八日に尾張で生まれ、生母は側室三浦氏（宣揚院）であつた。正徳三年（一七一三）四月、江戸へ出府し、享保元年（二七二六）二月七日、將軍家継に謁し、七月、従五位下主計頭に叙任された。同十四年（一七二九）八月、奥州梁川藩三万石を受封したが、翌十五年十一月には兄継友（尾張第六代藩主）が病死し嗣子がいなかったため、その後を継ぎ第七代藩主となつた。同十六年正月には宗春と改め、従来の因襲打破を示した。三月には『温知政要』を著わして仁政の基本を説き、四月に藩主として入国した。五月には諸士の芝居見物などを公許し、六月より八月には「御側風説書」を作つて人間性重視の意嚮を明らかにした。

また、御下屋敷（現在、名古屋市東区葵、代官町付近）を再建し町民の盆踊りをみた。九月より十一月頃には知多郡大野、犬山などに遊行している。同十七年五月、嫡子国丸の端午の節句において、庶民を邸内に入れ見物させた。六月には、城下に富士見原の遊廓を開き、九月には將軍吉宗が上使を宗春に派して三ヶ条の問責を行ったが、宗春は巧みに弁解して免れた。十二月には権中納言に任ぜられている。同十八年四月には西小路（遊里）に徴行し、九月より十一月にも岐阜、知多などに遊行した。なお、この年、遊廓、芝居、音曲、祭礼などが未曾有の盛況を呈していた。元文元年（一七三六）三月には江戸へ出府したが、宗春不在中の国許では風俗の取り締まりを強化した。同四年（一七三九）正月、幕府は宗春に塾居謹慎を命じており、その後、明和元年（一七六四）十月八日、御下屋敷において薨ぜられた。同月二十二日に葬儀が行われており、建中寺に葬られた。法号は章善院殿厚善孚式居士、諡は遠公である。

以上、宗春の略伝をながめたが、宗春が藩主であつた享保十五年（一七三〇）十一月より元文四年（一七三九）正月までの約八年間は積極的に藩政改革が行われ、幕府の意向にとられない自由奔放な政治が行われた。その中、諸制限の改廃や富士見原、西小路、葛町の三遊廓の開設、大須や橘町を中心に芝居小屋増設の許可、その他、祭礼を華美にしたり芸能を奨励したことは注目すべきことであつた。これらを軸として尾張はめざましい発展を遂げたが、幕府の追及は厳しくなり、しかも財政的破綻も加わつた

ため、ついに元文四年（一七三九）正月、將軍吉宗より蟄居謹慎が命ぜられ失脚した。一時は三都を凌ぐとまで評された尾張の繁昌も暗転となり、遊廓は廃止され、芝居小屋も整理されて、再び六代藩主継友までの政策であつた質素儉約が励行されることになった。

その宗春藩主時代の尾張の政治、社会、風俗などについて記したものに『遊女濃安都』がある。『遊女濃安都』は極めて内容に異同が多く題名も種々みえるが、享保十六年（一七三一）より始まり元文四年（一七三九）に終わる九年間の記録である。末尾に宝暦四年（一七五四）及び明和元年（一七六四）の記事もみえるが、それは付録にすぎない。『遊女濃安都』にあげられている宗春の参詣寺社は建中寺、定光寺、熱田社、七ツ寺、若宮八幡などで、興正寺については全く記されておらず、諦忍との交流も記されていない。そこで、興正寺に所蔵する資料によって両者の関係を明らかにしてみよう。

〔宗春と諦忍の交流〕

年号	西暦	事項	宗春年齢	諦忍年齢
享保十八年	一七三三	是年、宣揚院より興正寺へ御紋附戸帳（錦地）一枚を寄附す。	38歳	29歳
〃十九年	一七三四	五月七日、宗春、諦忍を興正寺五世に命ず。	39歳	30歳
元文四年	一七三九	正月十三日、宗春、蟄居謹慎す。十月三日、宗春、三の丸東大手門の西南角にある邸に幽閉される。十二月十七日、八代藩主宗勝より黒印頂受す。	44歳	35歳
〃五年	一七四〇	五月、宗春を前中納言と奉称す。	45歳	36歳
〃六年	一七四一	二月、宣揚院、幡（劍袷御紋附）二流を寄附す。	46歳	37歳

ところで、以前、尾崎久弥氏がその著『徳川宗春年譜』で「諦忍和上行牒記」（甲乙二冊、末弟仮名乞士光謹誌）と「由緒書」（二冊、文政七年二月改書上、同四月十三日改記済）から関連記事を抜き書きして、宗春と諦忍との交渉を指摘した。しかし、拙稿「諦忍律師伝の研究」（昭和五十四年三月「愛知学院大学禅研究所紀要」第八号）で明らかにしたように、昭和五十四年には「諦忍和上行牒記」が興正寺に所蔵されておらず、同じ編者の八世英旭謙光による「諦忍和上行業記」と同主旨の内容と考えられた。なお、「由緒書」は八事文庫文書三四に該当する。興正寺にはその他、この「由緒書」成立以前の寛政六年（一七九四）十月の「覚」（文書八〇）や文化十五年（一八一八）以後に成立した「由緒書」（文書二二八）を始め「由緒書」（文書三四）と同一複写の「由緒書」（文書三七）や嘉永七年（一八五四）閏七月の「覚」（文書一一九）なども所蔵しており、それらによって宗春と諦忍の交流を年譜形式にしてながめてみたい。

寛保二年	一七四二	三(四)月、宣揚院、浄土変相(浄土曼荼羅)一幅を寄附す。その開眼法要を修行す。以後、毎年二季彼岸に掛けて法要を修行す。	47歳
〃三年	一七四三	九月、宣揚院、幡(劍葵御紋附)二流を寄附す。九月二日、宣揚院卒去す。建中寺に葬る。	48歳
宝暦二年	一七五二	是年、河村秀根、宗春の奥番となり幽居まで近侍す。	57歳
〃四年	一七五四	十月十一日、宗春、御下屋敷へ御引き移る。	59歳
〃十年	一七六〇	四月、諦忍、宗春のもとにより七日間、土砂加持法を修し現当滅罪を祈願す。六(七)月、宗春、自筆の「八事山」及び打敷、額取立料も添えて興正寺へ寄附す。九月五日、諦忍は「八事山」を自ら模写して額面に仕立て、弥陀堂に掲げた。自筆は宝蔵に納めた。(七月以後の事項は、「由緒書」(文書三四)で宝暦十一年となっている)十月二十四日、四月より病となっていた宗春の長女頼姫が卒去す。(七月以後の事項は、「由緒書」(文書三四)で宝暦十一年となっている)十月二十四日、四月より病となっていた宗春の長女頼姫が卒去す。	65歳
〃十一年	一七六一	四月十日、宗春、建中寺参拝の外出許可が出た。六月五日、九月二日、宗春は建中寺へ参拝す。	66歳
〃十二年	一七六二	六月、宗春、手植の蓮花一瓶、水砂糖一鉢(南京焼蓋物入)を興正寺へ贈る。諦忍、御礼として西瓜及び自作の詩歌を納める。	67歳
〃十三年	一七六三	九月二日、宗春、建中寺に参拝後、興正寺へ御参詣し、諦忍より垂誠を受けて光明真言、十声念仏などを受得す。宗春は帰館後も日課として称名を修した。当日、諦忍、唐画釈尊像、浄土曼荼羅を講釈す。同月二十一日、宗春の側室ら侍女数人が来山し、諦忍より十声念仏を受ける。十一月十七日、九代藩主宗睦より黒印頂受す。	68歳
明和元年	一七六四	十月八日、宗春薨去す。同月二十二日、葬送し建中寺に葬る。翌二十三日より二十九日まで法会を修す。	69歳
安永四年	一七七五	四月、宝泉院(宗春側室、お薫)、諦忍を古渡の住居に請し設齋供養する。法話を聴聞し侍女にいたるまで十声念仏を受ける。	60歳
〃八年	一七七九	是年、宝泉院、山林を興正寺へ寄附す。	71歳
〃九年	一七八〇	十一月八日、宝泉院卒去す。	75歳
天明二年	一七八二	五月十九日、貞幹院(宗春側室、おはる)卒去す。	76歳
〃六年	一七八六	六月十日、諦忍示寂。是年、宗春二十三回忌に当る。	78歳
			82歳

三 興正寺御参詣以前の交流

「由緒書」には宝暦十年四月、同十二年六月、同十三年九月二日の宗春と諦忍との交流が記されている。従来、尾崎久弥氏の紹介した文政七年二月改書上の「由緒書」(文書三四)によつてのみしか交流は紹介されていなかったが、同題の「由緒書」(文書一二八)にはもっと詳細な交流が記されている。この「由緒書」の確かな成立年次や筆者は明らかにならない。しかし、文化十五

年(一一八一)二月十八日に諦忍の弟子の英旭謙光が八世住職に就くことが記されているところから、早くても文化十五年二月以後の成立である。そのため「由緒書」(文書三四)と同時期に成立したものと思われる。しかし、本文には多くの見せ消ちがあり、下書き、草稿かと思われるが、見せ消ちには「由緒書」(文書三四)に記されていない当時の様子が詳しく述べられており、見せ消ちを生かしながら「由緒書」(文書三四)と対照して各年次の交流を明らかにしてみよう。なお、ラインで囲んだ部分は見

せ消ちの部分である。

最初に、宝暦十年（一七六〇）四月の記事をあげてみる。（左の対照表）

四月に宗春は諦忍へ御祈祷を依頼している。それは「諦忍和上伝」によれば、「国家安全、諸人受業、業障消滅、後生浄土」の祈願とある。しかし、北川宥智『徳川宗春——（江戸）を超えた先見力——』（平成二十五年十二月 風媒社）五十一頁によれば、四月に近衛家に嫁いで従三位北政所となった長女の頼姫が病となったため、自らの滅罪と頼姫の息災、また、自らの周りの亡くなった方々の追福菩提を願うてのことではないかといわれる。

頼姫は十月二十四日に薨去した。そのため宗春は、すべての子が逝去してしまつたのである。

「由緒書」（文書一二八）の見せ消ちによれば、諦忍は御祈祷を七日間行つており、そのお礼として六月に宗春は御自筆の山号三字の掛物一幅と唐銅燈籠二基を西山の弥陀堂の本尊前へ寄附した。また、諦忍へは晒布とお菓子を下さつてゐる。その他の宗春

よりの寄附品は御紋附緞子卓圍一枚、御紋附挑燈二張、それに興正寺へ参詣した時に下さつた晒布で九条袷縹を作つて什物としてゐる。そのため袷縹も宗春よりの寄附品となつてゐる。「八事山諦忍和尚年譜」によれば、同年七月に贈られたとある。なお、

「由緒書」（文書三四）は、

一章善院様御自筆當寺山号之御掛物壹幅御文面写取、左に書

上申候

八事山

右者、宝暦十一年巳九月五日、御表具被仰付桐之御箱に御入被遊、稲葉七蔵殿御取次にて被下置、其節御書面写取額に取立候様にと之御事にて額取立料も被下置候付、立額に仕西山弥陀堂に掲置申候、但右 御自筆之品は宝蔵に納置申候

とあり、御自筆の山号の掛軸は翌同十一年九月五日に表具され、桐箱に入れて稲葉七蔵の取次で興正寺へ納められた。その際、書面を写し取つて額にも取立てられることから額取立料もいだけ

<p>一宝暦十年辰四月</p> <p>前中納言宗春様より御祈^禱願被仰付、^禱御付住職諦忍比丘七ヶ日之間御祈禱被致御備物等有之、為御札</p> <p>御自筆^{八事山}之三字御書被遊、右御本紙之通写し^額額に致し候様にとの御事</p> <p>明額に、たし^願願申し上候得は</p> <p>西山弥陀堂に掛申度旨被聞召</p> <p>御大慶恩旨候との御事</p> <p>木品等被下置額御寄附被下置、本尊前唐銅燈籠御奉納、住職諦忍比丘へ晒^等被下置候</p> <p>御菓子</p>	<p>「由緒書」（文書一二八）</p> <p>一宝暦十年辰四月</p> <p>一章善院様御祈禱被仰付候、御備物之儀は相分不申候</p> <p>但本文之儀に付</p> <p>一章善院様御自筆當寺山号之三字、御掛物壹幅、唐金燈籠式ツ、西山弥陀堂へ御寄附被遊、其節住職諦忍晒布并御菓子被下置候</p> <p>「由緒書」（文書三四）</p>
---	--

き、西山の弥陀堂に掲げるとのことであった。なお、自筆の軸は宝蔵に納め置くという。

「諦忍和上行業記」などの伝記資料によれば、書面を写し取ったのは諦忍である。また、それらのことを聞いて宗春は大変喜ばれていた。この事項の年次は「由緒書」(文書三四)によれば、

「宝暦十一年九月五日」とあるが、事実は前年の同十年のことではなからうか。それは「八事山諦忍和尚年譜」や「諦忍和上行業記」「八事山第五世和尚行業記 下巻」などには、四月に宗春のもとめによる加持祈祷が四月に行われ、その御礼として山号の三

大字を六(七月)に賜わり、模写して額を作るとともに文面は表具され、桐箱に入れられて九月五日に興正寺へ納められたのである。すわなち同年に行われたのであった。宝暦十三年九月二日に興正寺へきた宗春は、弥陀堂でその額を見たことであろう。しかし、それについての宗春のコメントは何も記されていない。

次に、宝暦十二年(一七六二)六月の記事をあげてみよう。

(左の対照表)

「由緒書」(文書三四)によれば、宝暦十三年六月のことあり、「由緒書」(文書二二八)は前文に続いて「同年」とあるところから、宝暦十三年の記事とみられる。しかし、諦忍の伝記資料ではすべて宝暦十二年六月のことになっており、「由緒書」とは一年のずれがある。尾崎氏も『徳川宗春年譜』三十五頁で「諦忍和上行業記」より宝暦十二年説をとっているが、どちらが正しいかは確かめていない。これは「由緒書」の年号記載の誤りと思われる。諦忍の伝記資料にいう宝暦十二年六月のことである。

当日、宗春より御手植の蓮花一瓶と南京焼蓋物に入った氷砂糖一鉢が興正寺へ下された。それに対し、興正寺より御礼として西瓜と諦忍自作の謝恩の詩歌を差し上げている。その詩歌は、

奉謝

前黄門公夏日賜蓮

溽暑炎炎山欲然 無風無雨堪腹々

忽看香气洗煩熱 瓶裡交枝紅白蓮

三伏の比君の許より蓮花を手つから瓶に

さしはさみて送り給ひたるを悦び奉て

濁りにもそまぬ美香のはちす花

見ても涼しきわかれと終はる

色深き君かなさけの花の香を

<p>一 同年六月 前中納言様より御手生之蓮花一瓶并水砂糖壹鉢南京焼蓋物大被下置候、右為御礼西瓜并諦忍比丘自作之詩哥指上被申候 御満悦不大形旨、稲葉七蔵殿より御手紙被申越候</p>	<p>一 宝暦十三年未六月従 章善院様御手植之蓮花壹瓶并水砂糖壹鉢(但南京焼蓋物入)被下置候、右為御礼西瓜并諦忍自作之詩哥指上申候</p>
--	---

誰に語りてともにきかまし

とある(「八事山第五世和尚行業記 下巻」)。なお、「由緒書」(文書一二八)によれば、宗春が大層喜んだと御付の稲葉七蔵よりの手紙が来たことをいつている。

四 御参詣の準備と御参詣

(イ) 御参詣の準備の解説

宝曆十三年(一七六三)九月二日、宗春は興正寺へ上山した。諸堂を参詣し諦忍とも対談して法話を聴聞しており、その様子が「御参詣留」や「由緒書」に記されている。そこで、最初に宗春が参詣する前の興正寺の準備の様子をながめてみよう。

「由緒書」(文書一二八)によれば、八月二十五日に御付の稲葉七蔵より手紙が来て、二十七日に下見のために御作事手代衆が参上することをいつてきた。また、寺社方吟味役の小出半四郎が二十六日に出して二十七日早朝に着いた手紙によれば、「稲葉氏が下見に来る」との申し出であった。ところが、「御参詣留」では八月二十六日に稲葉氏より興正寺の知事の卓然に屋敷へ参上するよう連絡があり、卓然は即刻に参上している。

このように、稲葉氏の下見が資料によって手紙から参上になっている。その内容は宗春が建中寺へ九月二日に御参詣するにあたり、其山(八事山興正寺)へも立ち寄りたことであった。そのため明二十七日に稲葉氏と御作事手代衆二人、御勘定方の手代一人、御押一人、大工一人らが来て下見をした。「御参詣留」

によれば、その方々に一汁二菜の昼食を出している。

二十八日は雨天であったが、夜半0時頃には御作事方より手代衆と大工肝煎一人、日傭頭一人が興正寺に来た。その他、大工、畳張付師、左官などの職人が来て仕事をあてられ、興正寺に宿泊して九月二日早朝までかかって完成した。直したところは「御参詣留」によれば、本堂の二十六畳、方丈・御座敷の十畳、唐紙八本、袋柙坐付紙二本上塗り、廊下の柿葺き取指、本堂廊下の下板取替、太鼓廊下、窓などの貼り替えを行っている。見せ消ちによれば、本堂と方丈の障子は残らず替えたようである。

御厠は御作事方で作られ持ち込まれたが、御参詣後には持ち帰っている。そのため宗春専用の御厠が用意されたことがわかる。また、方丈の広庭の竹戸は、御作事方が座敷の竹縁の差し替えを行っている。興正寺側でも所々を直しており、九月二日朝までにできた。したがって、突貫工事であったといえよう。なお、九月一日には御膳などを入れた長持三釣が興正寺へ運ばれている。

(ロ) 九月二日の御参詣——午前中——の解説

九月二日、天気は良好で早朝の六時(午前六時)過ぎ頃に御先番の御納戸横山三左衛門、奥御番の江原瀬左衛門、御小姓の大塩波右衛門、御納戸詰ら五人が参られて下見した。横山氏が興正寺とすべての相談を行っており、興正寺側は知事の卓然が担当して諸事を取り扱った。なお、お備品は卓然が受け取っている。

(イ) 御参詣の準備

<p>〔御参詣留〕(文書二四)</p>	<p>〔由緒書〕(文書二二八)</p>	<p>〔由緒書〕(文書三四)</p>
<p>宝曆十三年未九月二日 前中納言様御参詣留 興正寺 使僧 寛</p> <p>一 八月廿六日に稲葉氏より卓然に参り呉候様に申来候、即刻参り候処、先之御内意候、前中納言様建中寺へ九月二日御参詣に付、其山へ御立寄被遊候筈、就夫、明廿七日、七藏・御作事手代等、其山へ見分に被参候筈、為其先之御内意に申候、此皆方丈へ申達候</p> <p>一 寺社方小出半四郎殿より廿六日付、廿七日早天に触状参り、九月二日、前中納言様其山へ御立寄に付、稲葉七藏殿為見分、其山へ被参候義申来候、別紙有之候</p> <p>一 同日昼前に、稲葉殿并に御作事方手代兩人、御勘定方手代菅人、御押菅人、御大工菅人、登山被致候て、見分相済罷帰り被申候、右之衆中へ菅汁式菜宛昼飯出申候</p> <p>一 同廿八日雨天候得共、入夜九ツ時頃に、御作事方より手代衆并に大工肝いり菅人、日備頭菅人、右之通相見候、職人大工、畳屋張り付師、左官、夫々相受取申候、九月二日朝迄に漸出来、障子三〇、方丈も同断</p> <p>一 畳本堂廿六畳、方丈・御座間十畳、唐紙八本、袋拵坐付紙式本上塗、廊下柿葺取指、本堂廊下少し板取かへ、障子本堂不残、方丈障子不残、大鼓廊下マト共に張かへ</p> <p>一 御廁者御作事方より参り候、其後、御参詣相済、又々御作事方へ取戻し被申候、方丈広庭、竹戸御作事方より御座間竹縁、手前よりも所々作事為致候、九月二日朝迄に□□□仕かへ引上出来</p> <p>一 御膳等菅通、九月朔日に三釣参り候</p>	<p>一 宝曆十三年未九月二日 前中納言宗春様御立寄御感之一件左に書上申候</p> <p>宝曆十三年未八月廿五日、御附稲葉七藏殿より手紙にて廿七日為見分御作事手代衆被参候旨被申越并</p> <p>寺社方吟味役小出半四郎殿より廿六日□□手紙にて廿七日早朝着稲葉七藏殿見分に相見可申旨御申越候て成</p> <p>則廿七日稲葉七藏殿并御作事手代衆兩人御勘定方手代衆菅人并押菅人御大工菅人被罷越見分相済被帰候</p> <p>又廿八日夜、御作事方より手代衆并大工肝煎日用頭等参り、其外職人大工畳屋張付師左間面等参り受取仕事</p> <p>九月二日早朝迄に諸事出来職人等帰申候、<small>尤其間職人は寺に止宿致し候</small></p> <p>御廁は御作事方より拵参り相済候上にて又々持帰り被申候</p> <p>九月朔日長持三釣<small>諸色持入</small>持来</p>	<p>一 宝曆十三年未九月二日 章善院様御立寄被遊候</p>

愛知学院大学 教養部紀要 第68巻第1・2・3合併号

(四) 九月二日の御参詣 ― 午前中 ―

<p>〔御参詣留〕(文書二四)</p> <p>九月二日天氣宜、四ツ時頃前に</p> <p>一 九月二日天氣宜、朝六ツ過頃に御先番御小納戸横山三左衛門殿、奥御番江原瀬左衛門殿、御小姓大塩波右衛門殿、御小納戸詰、都合五人被参候て、見分引合等三左衛門殿、御初穂受取申候</p>	<p>〔由緒書〕(文書二二八)</p> <p>同日早朝六時頃、御先番御小納戸横山三左衛門殿奥御番江原瀬左衛門殿御小姓大塩波右衛門殿等都合五人被参候て見分、横山氏万端懸合當寺知事役卓然と申僧引請諸事申候</p> <p>一 前中納言様には二日四時被為成候、<small>騎馬御目付衆五人其外五十人衆御都合廿五人御供也</small></p>	<p>〔由緒書〕(文書三四)</p> <p>最初方丈^え被為成御手水被遊、夫より本堂^え御参詣直に泰心院様宣揚院様御牌前^え御拝礼被遊本尊^え御拝相濟候て又、方丈^え被為成御休息被遊候</p>
<p>一 御前は建中寺より当日四ツ時頃前に被為入、本堂より御上り御供、御表殿様之通、騎馬御目付衆人、五十人御目付衆人、五拾人衆三十七人、御側衆、御医師衆人、都合上分廿五人</p> <p>一 間積りは、方丈広間御側衆御次、食堂供茶弁当、御小納戸詰衆受取、御側衆休息所也、知事寮は騎馬御目付衆、六畳仕切り五十人御目、御房子役八畳御押五人、十式畳には小使八人、御長持等持置候</p> <p>一 御前御道具は玄關より拾式置、両所に懸ケ置候</p> <p>一 御馬は風呂呂屋^え入、重て御成り之節は外にて馬屋相達し可申候事</p> <p>一 五十人衆は前寮中西式軒</p> <p>一 御小人四十八人は玄關北外によし垣葺敷、上より出来休息所</p> <p>一 御作事方手代衆、其外一所衆は西寮、東間西間には御中間衆人、大工肝いり、御仲間、御座頭</p> <p>一 本堂^え被為入候、直に泰心院様・宣陽院様御位牌御拝礼、直に被遊管之処、御振合替り、先方丈へ御入被遊、夫より御手水本堂にて御共に被遊候て、是れは上より乗る、御拝礼被遊候、方丈には本堂北中程に御拝礼前より着座被致候て、御拝礼被為濟、夫より方丈御対顔、始て御挨拶被為成て、又々方丈御座間へ御入、御休息、御土産、方丈御弘め被為</p> <p>一 兼て稻葉氏^え引合置候通御品々、山内栗湯行香鉢、<small>東水九口</small>上梨香鉢、御所柿^{十二}香鉢差上候</p> <p>一 御飯三汁七菜手製にて差上候、献立二三日前、稻葉氏何入御覧候、殊之外宜と御意候由、御膳殿召上り、引菓子三品、小重に入差上</p>	<p>御前には直に方丈^え被為成御手水被遊、夫より本堂^え〔為〕御参詣、直に泰心院様宣陽院様之御位牌前^え御拝礼被遊候、寺主^{諭忍比丘}御拝礼已前より本堂〔北〕之中程に〔出〕着座被致</p> <p>御前には御雲前御拝礼相濟、本尊^え御拝礼被遊、住職^{諭忍比丘}へ御懇之御挨拶被為、在夫より方丈^え被為成御休息被遊候、〔寺主〕被下物左之通</p> <p>昆布百枚^{當日御土産}</p> <p>晒布式疋</p> <p>銀 五枚 <small>目錄にて</small></p> <p>右 横山氏より知事卓然^え被相渡候</p> <p>一 御膳^{三汁七菜}</p> <p>〔石〕は當寺より献上仕候</p>	<p>其節住職第五世諭忍比丘御目見被 仰付昆布百枚、晒布式疋、銀五枚被下置候</p> <p>其節寺より御膳^{三汁七菜}山内之ゆて栗香鉢、梨子香鉢、御所柿香鉢奉進之候外に、大饅頭一折、髭籠入御所柿香</p>

宗春は、建中寺に参詣後の四時前（午前十時前頃）に興正寺へ到着した。一行は騎馬御目付衆一人、五十人目付衆一人、その他に五十人衆、御側衆、医師一人など二十五人のお供であった。では、一行はどのようなコースで興正寺へ来たのであろうか。御下屋敷から建中寺へ、建中寺から御下屋敷の東側の水筒先筋を下って飯田街道へ出たのか、それとも建中寺の東側の車道筋を下って街道へ出たのかは明らかでない。街道へ出れば、あとは古井、川名、山中、杖中、八事の道順で進んだ。約六・五キロの距離である。

現代人の標準では、一時間で四キロを歩くことができる。そうすると、建中寺から興正寺まで約一時間四十分かかることになる。しかし、二十五名の一行のため約二時間から二時間十五分程かかったのではなからうか。興正寺には「四ツ時頃前」（午前十時前頃）に着いていることから、午前七時半から八時頃には建中寺の参拝を終え、出発していたかと考えられる。そして興正寺の東山門の黒門を通り、不動坂を上って東山の方丈へ着いたのである。

「御参詣留」によれば、宗春は本堂より上り、直ちに父の泰心

<p>候、是又別紙有之</p> <p>一御宮に大曼頭五十折入、ひげ籠御所柿五十人、方丈よりあかさ御つへ<small>卓然 岩付不生 慈照 桃子冬至巻本上ル</small></p>	<p>○此取入</p> <p>尤最前献立書付<small>簡業</small>關山氏之指出御前奉伺に書付真御覽に入候處、殊之外御意に叶ひ候由</p> <p>御膳召上り引渡菓子昆布</p> <p>當寺より献上品</p> <p>山内之</p> <p>栗湯出 壹鉢</p> <p>梨子 壹鉢</p> <p>御所柿 壹鉢</p> <p>外に</p> <p>大饅頭 壹折</p> <p>御所柿 壹籠</p> <p>あかさ杖 壹本</p> <p>知事兩人</p> <p>卓然より 慈眼より</p> <p>献上品</p> <p>岩并草花 一鉢</p>	<p>籠、藜杖壹本奉差上之</p> <p>知事卓然より岩に付候石菖蒲草花壹鉢献上仕候、右御膳召上り相済候て</p>
---	--	---

院（三代藩主綱誠）と母の宣揚院（梅津の方）の御位牌に拝礼するはずであったが、順序がかわり、先に方丈へ行き手などを洗って浄めた後、本堂へ参詣され、両親の御位牌に拝礼されている。その点について「由緒書」には最初から方丈へ行つたことになっている。住職の諦忍はそれ以前より本堂北の middle に着座していたようで、宗春は御霊前に拝礼した後、本尊にも拝礼して、初めて諦忍と対面され懇ろの挨拶を行い、方丈へ戻つて休息され御土産品を諦忍が披露した。宗春より下された品は昆布百枚、晒布二疋、白銀五枚で、横山氏より卓然に渡された。

「御参詣留」には、お供の休憩所が配置されている。方丈広間には御側衆、食堂に用意した茶弁当を御小納戸詰衆が受取り、御側衆の休憩所とした。知事寮は騎馬御目付衆、六畳仕切りに五十人御目付、建物を警護する者は八畳に御押五人、十二畳には小使八人、御長持などを置き、宗春の道具は玄関より十二畳、二ヶ所にかけて置かれた。

馬は風呂屋へ入れ、今後も御参詣にくる場合のために外に馬屋を用意するようにとのことであった。五十人衆は前寮の西二つ、御小人四十八人は玄関北の外によし垣葺敷、上よりできた休息所、御作事方手代衆、その外、一所衆は西寮、東間西間には御中間一人、大工肝入り、御仲間、御座頭であった。

このように「御参詣留」によって宗春の御参詣の様子が明らかになるとともに、お供の休息所も明らかになった。特に馬屋について、興正寺には馬屋がなかったため「風呂屋」に入れたのである。

これは東山にある「浴場」のことであろう。これによって考えられることは、宗春が道中、馬に乗ってきたこと、しかも、東山の方丈あたりまで乗ってきたのではなからうか。興正寺の御制札に「境内放飼牛馬事」の禁制となっているが、乗馬についての禁制はないため、乗馬できたとも考えられるのである。

さて、昼食として興正寺より三汁七菜の御膳を用意して出した。献立については二、三日前に献立の書付を稲葉氏に御覧いただき伺つたところ、ことの外良いとのことであった。宗春はお膳を召し上つた後、引菓子として山内でとれた栗を湯出たもの一鉢、梨子一鉢、御所柿一鉢を小重箱に入れて差し上げた。さらに御屋敷へ大饅頭一折、髭籠ひげこに入れた御所柿一籠、それに諦忍よりあかぎの茎で作つた杖一本が献上されている。なお、知事の卓然と慈眼よりは、岩についた石菖蒲草花一鉢が献上された。

(八) 昼食後の御参詣の解説

昼食後、宗春は諦忍と親しく話をされ法語を聞いている。その後のことは資料によって異なっており、「御参詣留」には「一御飯相済、方丈御対座にて御咄し御法話被申候て、其上御十念御受被遊候」とあり、御十念を受けられたとある。「由緒書」（八事文庫文書一七八）では「住職諦忍比御対面と被仰出 御自身敷物被為取て御平座にて 御嚙被遊 其上十念真言等御受被為遊候節は御席を被為退 御三拝被為在候事」とあり、同じく八事文庫文書三四の「由緒書」には「諦忍御目通え罷出、十念真言等御受被

遊候」とあって、諦忍より十念、真言等を受けられている。また、「什物帳」（八事文庫文書九三）には「中納言宗春様御寄附御参詣之節諦忍比丘光明真言并御十念御授法話申上候」とあり、諦忍が光明真言、御十念を授けて法話している。ただし、今までの勤行次第とは反対で、光明真言が先になっている。さらに、「一覽」（八事文庫文書一三七）には「諦忍比丘御対談三帰十念御受け法話御聴聞被遊候」とあり、宗春は諦忍より三帰、十念を受けて法話を聞いている。

先にあげた「由緒書」（八事文庫文書二二八）によれば、宗春は諦忍と対面の際、自分の敷物（座布団）をはずし足を楽にして話をされている。さらに十念、真言などを受けられる時には席から下って三拝されている。

これらの資料から考えると、宗春は諦忍に三帰、三竟を受けてから十念、光明真言を受けたと思われる。なお、三帰とは三帰依文のことで、「弟子某甲 尽未来際 帰依仏 帰依法 帰依僧」と三回唱え、仏法僧の三宝に帰依することである。続いて三竟、十善戒を受ける。

次に南無阿弥陀仏の御名を十遍唱えることにより、阿弥陀仏の極楽浄土に往生できる十念を行い、その後、大日如来の真言である光明真言（唵 阿暮伽 阿嚩者娜 摩訶訶捺囉 麼拏鉢頭麼 入縛囉 跛囉鞞利 哆野 吽）を唱えれば、仏の光明を得て諸の罪報を除くことができる秘密念仏（真言念仏）の教えを受けている。その際、宗春は席から下って三拝されている。その後、知事

の卓然と慈眼にも思いやりの言葉をかけている。

その後、落ちつかれたところで、宗春はたばこを吸ってよいかと尋ねられた。それに対し、先に稲葉氏よりお頼みがあり、先年、二代藩主光友も参詣の際に召し上がられたと申し上げると、宗春はご満悦で、たばこを吸われた。宗春がたばこを吸うことは『遊女濃安郡』に「五尺計の御煙筒御持奥御茶道衆 其先かつぐ」といっており、長い煙管を持たせていたところからも明らかである。なお、参詣の際の装束は、宗春もお供も熨斗目しめで麻の上下かみしもの礼装であった。

御参詣所は護摩堂、経蔵、大日堂、西山の虚空蔵堂（能満堂）で、虚空蔵堂において休息の後、弥陀堂へ参詣された。弥陀堂では以前、自分が揮毫した山号額の掲げられているのを見たことであろう。また、光友より寄附された唐画釈尊説法の大曼荼羅と宣揚院より寄附された浄土曼荼羅が御堂の左右に掛けられており、諦忍はそれについて講釈を申し上げたところ、宗春は大変に喜ばれた。諦忍の具体的な説明は明らかでないが、おそらく大幅の両図が興正寺に所蔵するはこびとなった縁由などであったものと思われる。次に観音堂へ参詣され、光友より寄附された御守御本尊の観世音菩薩に拝礼するとともに諦忍より説明を受けた。そして玄関では、興正寺の衆僧に向つて言葉をかけられている。西山の方丈で休息し、お茶やお菓子を召し上がった。なお、御側衆も同じようにお茶やお菓子をいただいている。

その後、宗春とお供はここで御服を御召し替えられて東山へ帰った。その途中、西山で松茸を御覧になり少々ご満悦で、それ

(ハ) 昼食後の御参詣

<p>〔御参詣留〕(文書二四)</p> <p>一 御飯相済、方丈御对座にて御咄し御法話被申候て、其上御十念御受被遊候、稲葉氏卓然引合被下候、御前にも御敷物御取り被遊候由、方丈には東山本堂裏堂に居間する</p>	<p>〔由緒書〕(文書二二八)</p> <p>御昼後、住職<small>諱忍比丘</small>へ御対面と被 仰出、御自身敷物被為取て御平座にて御嘶被遊、其上十念真言等御受被為遊候節は御席を被為退御三拜被為在候事</p> <p>其後、知事役<small>諱然人</small>より来る御目見被為 仰付<small>厚き御言葉</small></p> <p>夫より御たばこ用ひさせられても苦しからざるやと御尋御座候付、先年瑞龍院様御成之節も御用御座候よし申上候得は</p> <p>御前御たはこ御用ひられ候事</p> <p>御前御装束のしめ麻上下<small>同断</small></p>	<p>〔由緒書〕(文書三四)</p> <p>昼後、諱忍御目通え罷出、十念真言等御受被遊候</p> <p>其節知事兩人へ御目見被仰付候</p>
<p>一 御前在之分御尉斗目御上下、御供尉斗目麻上下</p> <p>一 御参詣、護摩堂・経堂・大日尊・西山能満堂へ御休息、弥陀堂臨御寄附唐金大幡、宣陽院様御寄附曼多羅、方丈講談被致候、観音堂にて本尊・瑞龍院様御所持義被申上候</p>	<p>一 御参詣所は 護摩堂 経蔵 大日堂 西山 虚空蔵堂<small>虚空蔵堂にて御休息</small> 弥陀堂</p> <p>〔右之諸堂〕</p> <p>〔御参詣〕於弥陀堂にて先年瑞龍院様より御寄附被為遊候</p> <p>〔國唐画〕之积尊說法之大曼荼羅</p> <p>宣陽院様より御寄附被遊候</p> <p>浄土曼荼羅</p> <p>右之二品堂之左右に懸諱忍比丘講釈被申上、具に御聴聞被為遊御満悦之由に御座候</p> <p>夫より観音堂へ御参詣</p> <p>瑞龍院様より御寄附被遊候御守御本尊</p> <p>観音菩薩<small>尊</small> 御拝礼被為遊、玄関にて衆僧へ御目見被為仰付、<small>御声被為懸</small> 頂戴仕候</p> <p>直に西山方丈之間<small>え</small>被為入御休息御茶菓子差上候處被</p>	<p>瑞龍院様より御寄附被遊候唐面釈尊像并</p> <p>宣揚院様より御寄附被遊候浄土曼荼羅、右之二品堂中左右に懸置、諱忍之講釈被 仰付御聴聞被遊、夫より観音堂へ御参詣被遊、玄関にて衆僧へ御目見被 仰付</p> <p>直に西山方丈<small>え</small>被為 成御小休被遊候付、御茶御菓子等</p>
<p>一 西山方丈居間へ御入被遊候て御休息、又々御茶菓子差上、御側來へ</p>	<p>直に西山方丈之間<small>え</small>被為入御休息御茶菓子差上候處被</p>	<p>直に西山方丈<small>え</small>被為 成御小休被遊候付、御茶御菓子等</p>

(二)翌九月三日の様子と御備物の解説

翌三日、諺忍は卓然を稲葉、横山両氏へ遣わし、宗春の御機嫌

を取らせて御殿へ持ち帰っている。また、大日尊前の広庭では少しお休みなされて、光友によって御建立されたことなどを尋ねられ、それについては卓然が答えている。その後、方丈へ帰り小休止した後、御茶漬を召し上がった。そのメニューは菜飯、田菜、冬瓜の葛かけで、お茶も召し上がられた。

を伺っている。当日、諸堂へ参詣された時のお備物(御初穂)は大日尊へ金三百疋、護摩堂、能満堂(虚空蔵堂)、弥陀堂、観音堂へ各金二百疋宛、それに泰心院様(父、綱誠)御霊前へ白銀三枚、宣揚院様(母、梅津の方)御霊前へ白銀二枚、さらに西山弥陀堂の暁料として金五両、知事の卓然と慈眼へ各金二百疋宛、興正寺の弟子中の証運、聞性、戒岩、教順、恵範、真龍、恵明の七人へ金百疋宛を供養された。二種の「由緒書」には記されていないが、「御参詣留」には方丈(諺忍)への御土産として菓子、昆布百枚、さらに白銀五枚、晒二疋が御備物とされている。

なお、「御参詣留」には記されていないが、「由緒書」(文書一 二八)によれば、同月二十一日に宝泉院様、左近殿、おはる殿ら宗春の側室の御女中方が興正寺へ参詣している。ただし、「八事

<p>被下候由、夫より御服御召かへ、御供も同断、東山へ御帰り、西山にて松茸御覧、少々出御満悦、御殿へ御持参</p> <p>一 大日尊広庭にて御休息、先年御参詣被遊候、<u>毘山内寮舎等談</u>、卓然へ御尋被遊候、方丈へ御帰り御休息、御茶漬差上可申候由、伺申候処、可然御事差上申候、菜飯にてん菜、冬瓜にくすかけ、茶計りにて宜召上り候、近付御立方丈御暇乞広間北よりにて着座、御前は当日□□御挨拶被遊候て御立、卓然は□□本堂縁北方に罷有、稲葉氏・鈴木氏御路より被帰候、衆は南方にて御見送り被申候、<u>御暇乞申上候て卓然本堂縁北方に罷出、七蔵殿・佐々蔵殿は南方に敷登して御見送り被申候</u></p>	<p>召上、御側之衆へも被下置候由、御服被召召替</p> <p>東山へ御帰有て松茸御上覧、<u>卓然御案内仕候</u>、御取らせ之茸共御殿え為御持御喜悦之御事</p> <p>大日尊広庭にて先年瑞龍院様御建立之儀共御尋被遊候、<u>卓然御覧</u>、<u>又、東山</u>、<u>御立上候</u>、夫より方丈へ被為成御膳被召上、御膳此方より奉獻上候</p> <p>其後住職 <u>田菜</u>、<u>高かけ</u>、<u>冬瓜御意</u>に入候由にて被召上候事、<u>御念頃之厚き御挨拶被仰聞</u>、御暇乞被為<u>在追付御立御機嫌能御帰館被遊し</u></p>	<p>奉獻進候</p> <p>夫より猶又東山へ被為人、松茸為御取に相成</p> <p>其後方丈へ被為成、御小休被遊候付、御茶御菓子等奉獻進候、夫より猶又東山へ被為入松茸為御取に相成、<u>其後方丈へ被為成</u></p> <p>成御膳被為 <u>召上御膳寺より奉獻上候</u></p> <p>帰御被遊候</p>
--	---	---

(二) 翌九月三日の様子と御備物

「御参詣留」(文書二四)	「由緒書」(文書二二八)	「由緒書」(文書三四)
<p>一 翌三日御前、昨日御機嫌宜御帰り被遊候哉、為御伺卓然差上申候旨、稲葉氏へ遣し候</p> <p>御初穂覚</p> <p>一 大日尊え 金三百疋</p> <p>一 護摩堂え 同式百疋</p> <p>一 能満堂え 同式百疋</p> <p>一 阿弥陀堂え 同式百疋</p> <p>一 観音堂え 同式百疋</p> <p>一 泰心院様御霊前え 白銀三枚</p> <p>一 宣陽院様御霊前え 白銀式枚</p> <p>右通</p> <p>一 方丈え 菓子昆布百枚 御土産</p> <p>追て</p> <p>一 白銀五枚</p> <p>一 晒 式疋</p> <p>方丈え</p> <p>一 金五両 西山 本堂昼 三拾疊料</p> <p>一 同式百疋ツ、 卓然 慈眼え</p> <p>一 同百疋ツ、 弟子中七人 証運・聞性・戒岩・教順・惠範・真龍・惠明</p> <p>右之通参り候、目録は別に有之候</p>	<p>翌日、御伺のため知事卓然を以稲葉氏横山氏迫遣候事</p> <p>御機嫌御申上候</p> <p>右節目録</p> <p>御備品并被下物目録</p> <p>泰心院様御霊前え 白銀三枚</p> <p>宣陽院様御霊前え 白銀式枚</p> <p>大日尊へ 金三百疋</p> <p>護摩堂へ 金式百疋</p> <p>虚空蔵堂へ 金式百疋</p> <p>弥陀堂へ 金式百疋</p> <p>観音堂へ 金式百疋</p> <p>西山弥陀堂疊料 金五両</p> <p>外に</p> <p>知事役 卓然へ 金式百疋</p> <p>慈眼へ 金式百疋</p> <p>大衆 七人え 金百疋ツ</p> <p>一 同月廿一日御女中方</p> <p>泉様 左近殿 おはる殿 御参詣 泉様より御備品</p> <p>大日尊え 金式百疋</p> <p>虚空蔵堂へ 金式百疋</p> <p>弥陀堂へ 金式百疋</p> <p>観音堂へ 金式百疋</p> <p>左近殿 おはる殿より御備品</p> <p>大日尊え 金式百疋</p>	<p>右諸堂え御参詣被遊候付、御備物等左に書上ケ申候</p> <p>泰心院様御牌前え 白銀三枚</p> <p>宣陽院様御牌前え 白銀式枚</p> <p>大日尊え 金三百疋</p> <p>護摩堂え 同断</p> <p>虚空蔵堂え 同断</p> <p>弥陀堂え 同断</p> <p>観音堂え 同断</p> <p>西山弥陀堂え 疊料金五両</p> <p>外に知事兩人え</p> <p>衆僧七人え 金百疋宛</p>

(ホ)「別紙」にあたる二枚の「覚」

<p>「御参詣留」(文書二四)</p> <p>此式枚は此間へ入可然所へ入可申候</p> <p>覚</p> <p>一 取持之義は稲葉氏迄聞合申候処、本名古屋辺其外共に一向不相成候由、寺領百姓、村方共は召任同様不苦候と申事故為付致候、笠寺勝九郎、川名村太助、内分にて松田善助殿へ同九蔵此所相頼調菜等板齋之間合申候</p>	<p>一 御次え廿五菜にて出候廿五人分、其外御表より御供衆一向仕度出し候及不申候由、御座候処、差懸り手当致し呉候様に被申間候故、一汁三菜にて御目付衆、房子役押十人計り出申候</p> <p>一 御小人五十人へ白飯紙包式つ、遣し候、御小人頭へ切手相渡し取かへ相渡し候、□□</p> <p>一 献立等品々追て及挨拶候、品書付別記有之</p> <p>前後上下御尊儀よく相済申候也</p>	<p>「由緒書」(文書二二八)</p>	<p>「由緒書」(文書三四)</p>
--	---	---------------------	--------------------

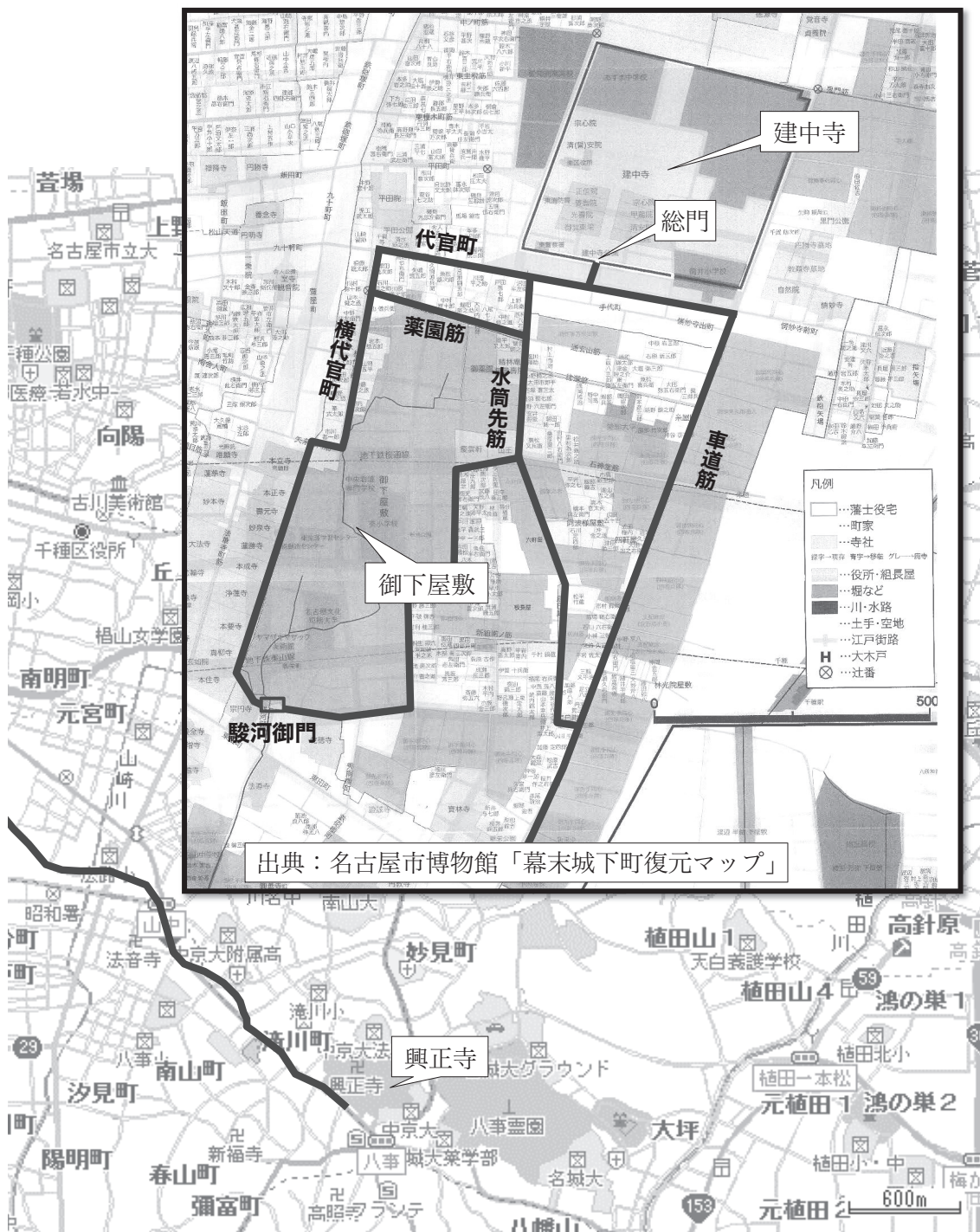
「山諦忍和尚年譜」などの伝記資料では、九月二十日となつており、宗春と同じく十念を受けている。その際、宝泉院様より大日尊、虚空蔵堂、弥陀堂、観音堂へ各金二百疋宛がお備物となっている。また、左近殿とおはる殿からは大日尊へ金二百疋がお備物とされている。当然ながら御女中方は女人禁制の東山伽藍ではなく、西山の弥陀堂で十念の教えを受けたものと考えられる。

別紙にあたる二枚の「覚」の解説

「御参詣留」の最後にある「覚」は、留書の該当する所に追加

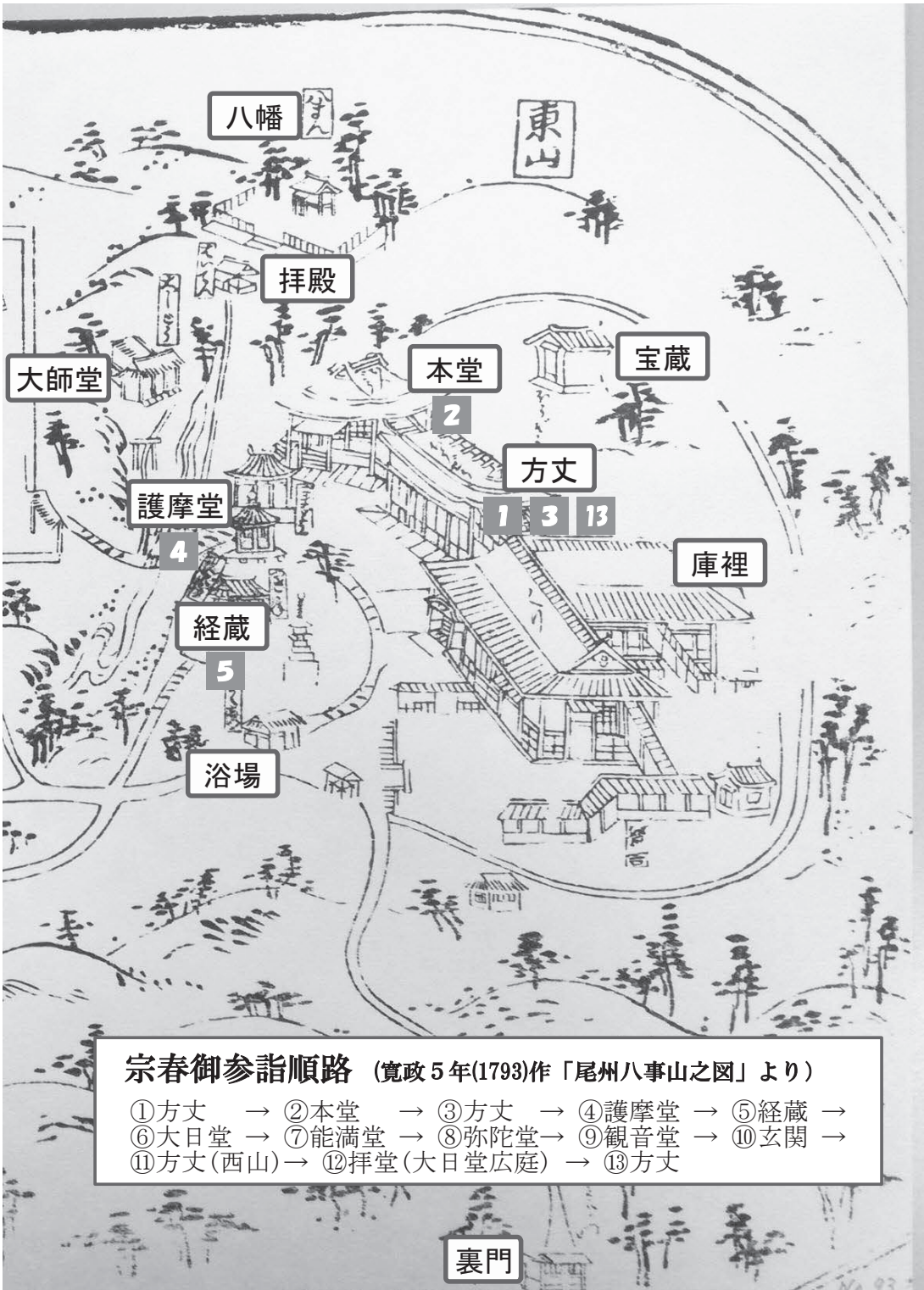
される文である。二ヶ所あり、「御参詣留」にある「別紙」がこれにあたるようである。最初の文は「御参詣の準備」の「別紙有之候」にあたり、もう一つは九月二日午前中の御参詣の「是又別紙有之」の別紙にあたる。

以上、「御参詣留」と二種の「由緒書」から興正寺へ参詣した宗春と諦忍との交流をながめてきた。特に、宝暦十三年九月二日の参詣の様子は「御参詣留」と「由緒書」(文書二二八)の見せ消ちによって新しい事実が明らかになった。宗春は諦忍の伝記資料によれば、この日以来、翌年(明和元年)十月八日に薨せられ



御下屋敷・建中寺より興正寺へのコース





宗春御参詣順路 (寛政5年(1793)作「尾州八事山之図」より)

①方丈 → ②本堂 → ③方丈 → ④護摩堂 → ⑤経蔵 →
 ⑥大日堂 → ⑦能満堂 → ⑧弥陀堂 → ⑨観音堂 → ⑩玄関 →
 ⑪方丈(西山) → ⑫拝堂(大日堂広庭) → ⑬方丈



るまで、南無阿弥陀仏の十念の称名と光明真言を毎日唱えていたといわれ、宗春の最晩年は諦忍より安心を得られたものと考えられるのである。

五 弥陀堂でみた曼荼羅

——唐画釈迦説法大曼荼羅と浄土曼荼羅——

すでにみたように、宝暦十三年九月二日の宗春参詣の際、弥陀堂には光友寄附の唐画釈迦説法大曼荼羅と宣揚院寄附の浄土曼荼羅が掛けられ、それについて諦忍が詳しく講釈したところ宗春は御満悦であった。諦忍の説明がどのようなものであったかは明らかでないが、おそらく両曼荼羅図が興正寺に所蔵するはこびとなつた縁由などもあったと思われる。その由緒をながめてみよう。

最初に、唐画釈迦説法大曼荼羅は「広縁起」（文書十二）によれば、

- 一 元禄十一年寅六月廿一日唐絵大釈迦光友公御寄附被成候事
 …
 一 元禄十一年寅十一月廿八日御建立之宝蔵出来蔵中本尊大幅

釈迦尊入仏供養

とあり、元禄十一年（一六九八）六月二十一日に光友が寄附したもので、十一月二十八日には完成した宝蔵の本尊として入仏供養が行われている。宝蔵は元禄九年四月の境内図に記されていないが、寛政五年（一七九三）三月の真隆実蔵代における板木の「尾

州八事山之図」（板木九三）には、東山本堂の裏に「ほうぞう」とある。その位置は元禄九年の境内図において土蔵となっており、土蔵が宝蔵に変わって本尊として納められたのであろう。享保三年（一七一八）四月に興正寺より寺社奉行所へ出した「両山由緒縁起」（文書二四八六）によれば、宝蔵は二間、三間の瓦葺という。

唐画の大きさは「什物帳」（宝永四年八月、文書四十八）によれば、

釈迦絵像 箱有り
宝蔵本尊 一幅

御長 竪一丈一尺九寸

一丈式寸七分

とあり、縦は一丈一尺九寸（現在の軸装は二・七九メートル）、横は一丈二寸七分（現在の軸装は二・七四メートル）の大幅である。また、絵像の名も「由緒書」や「覚」などにより「唐画釈迦説法大曼荼羅」「大幅釈迦尊」「釈迦絵像」「渡り釈迦尊絵像」「渡り釈迦尊説法絵像」などと異なっているが、嘉永七年（一八五四）閏七月の「覚」（文書一一九）には、

元禄十一年寅八月三日

○渡り釈迦尊説法絵像

一幅

但大幅 宋思恭之筆

とあり、宋代の思恭作と伝えられている。しかし、思恭作と伝えるのは「覚」（文書一一九）が最初であり、それ以前の「由緒書」や「覚」には全くあげられていない。そのため唐画とか渡り

とあるところから、江戸後期頃に宋代の有名な画士張思恭作に充てたのではなからうか。本画の伝承は、豊臣秀吉が朝鮮出兵の時に得たものと伝えられ、それを光友より興正寺へ寄附されたといわれている。たとえば、尾張藩士の細野要齋の著わした『感興漫筆』巻二にも

○八事山紀行

天保十三壬寅四月九日、八事山開帳終りの日也。……

本堂 本堂の額無量光とあり、諦忍の書也。

正面は弥陀、慈覚大師作。

東は宋朝思恭の作、釈迦説法の図。

秀吉公朝鮮征伐の時に得る所也といふ、光友公より御寄附也。

当山第一の宝物なりと云。

西は当麻曼茶羅、宣揚院殿御寄附。

と伝承されている。

したがって、本画は仏像の図相、筆致、彩色などから李朝仏画と考えられるが、我が国で表装し直した時に「唐絵釈迦説法図」などと記され、中国人画匠思恭の作と伝承されたものと思われる。そして『感興漫筆』にいうように、興正寺の御開帳には当麻曼茶羅（浄土曼茶羅）とともに掛けられていたことが明らかになる。

次に浄土曼茶羅は「由緒書」（文書一二八）によれば、宣揚院様よりの御寄附品の書上に、

「諦忍律師と徳川宗春」再考

寛保二戊辰四月御奉納

浄土曼茶羅 大幅 軸并に
表具御紋附

一幅

とあり、寛保二年（一七四二）四月に宣揚院が奉納した。しかし、諦忍の伝記資料では三月に寄附され、諦忍を導師として開眼供養を修行していることが記されている。本図は縦二・〇一メートル、横二・〇五メートルの大幅で、当麻曼茶羅の四分の一の写しである。奉納以後、毎年春秋の彼岸に掛けられ、法要を修行していたことが天明八年十月の「葵御紋付御改書上之扣」（文書三九）に

一 浄土曼茶羅

一幅 箱共

右は寛保二年四月御寄附、其以後毎年二季之彼岸に掛法要修行仕候とあることから明らかになる。

六 宗春と宣揚院・宝泉院よりの寄附品

興正寺に所蔵する文政七年（一八二四）四月改記の「由緒書」（文書三四）を中心にして、宗春らが寄附した寺宝をとりあげ、それらについて他の由緒書や諦忍の伝記資料なども合わせて考察を加えてみよう。

(イ) 宗春（章善院）よりの寄附品

一、八事山

これは宗春自筆の山号の掛物である。「由緒書」（文書三四）によれば、「宝暦十一年（一七六一）九月五日に表具装され、桐箱に納められて稲葉七蔵の取次によって興正寺へ納められた。

その際、書面を写し取り額にするように金子も下され、額を西山弥陀堂に掲げた。」とある。しかし、諦忍の伝記資料によると宝暦十年のことである。自筆の掛物は宝蔵に納められ、現在も所蔵している。

二、打敷

一枚

これは縹子地で、宝暦十一年九月五日に寄附された。

三、御紋附純子卓囲

一枚

四、御紋附挑燈

二張

五、唐銅燈籠

二基

ただし、銘文などはない。

六、御紋附純子水引

一枚

三より六までの寄附年月日は明らかにならない。なお、「由緒書」(文書一二八)によれば、六は記されておらず、その代わりに「九條袈裟 一衣」がある。これは、宗春が興正寺へ御成の時に下された晒布によって袈裟を作ったもので、それを什物としたのである。

(ロ) 宣揚院(宗春の母)よりの寄附品

一、御紋附戸帳

一枚

ただし、錦地で享保十八年(一七三三)に寄附された。

二、幡

二流

これは劍葵御紋附で、元文六年(一七四二)二月に寄附している。なお、「由緒書」(文書一二八)によれば、袖幡で四流となっている。

三、浄土曼荼羅

一幅

表具軸共御紋附で、寛保二年(一七四二)四月に寄附された。「八事山諦忍和尚年譜」「諦忍和上伝」では同年三月となっており、「由緒書」(文書一二八)では大幅という。

四、幡

二流

劍葵御紋附で、寛保三年(一七四三)九月の参詣した際に寄附したことになる。しかし、宣揚院は同年九月二日に卒去しているため、それ以前であろう。「由緒書」(文書一二八)における袖幡四流とは、本幡二流を合わせて称したものと思われる。しかし、寄附年次は明らかでないが、「由緒書」(文書三四)より寛保三年九月であることが明らかになる。

五、御紋附水引

一枚

これは地花色純子であったが、寄附年月日は明らかにならない。

六、御祠堂金二拾両

寄附年月日は明らかにないが、寺社奉行所立合金として預かっており、毎年、利息の銀十二匁ずつ下される。

七、瑞龍院様御位牌

一基

二代藩主光友の位牌、寄附年月日は不明。

八、晃禅院様御位牌

一基

六代藩主継友の位牌、寄附年月日は不明。

九、宣揚院様御自身御位牌

一基

宣揚院自らの位牌で、「由緒書」(文書一二八)によれば、劍葵

御紋附の御厨子に入っている。瑞龍院様、晃禅院様の位牌と共に、寛保二年（一七四二）に納められたようである。

十、御紋附挑燈 二張

十一、源敬様御自筆三幅対掛物 三幅

十二、瑞龍院様御賀鳩御杖 一本

光友の御杖。

十三、瑞龍院様御筆色紙掛物 一幅

光友の色紙。

十四、黒棚外ニ棚添 一箇

ただし、金物で剣葵紋附である。

十五、剣葵御紋附御手あぶり 一箇

十六、剣葵御紋附文庫 一箇

十七、梨子地蒔絵小箱 一箇

十八、御紋附御茶台 一箇

十九、御紋附天目台 一箇

二十、石之宝塔 三基

御銘文などはない。光友、宗春及び御自身の菩提のため元文元年（一七三六）十月五日に造立されたようである。「由緒書」

（文書二二八）によれば、年月日などは不明となっている。

以上が「由緒書」（文書三四）による寄附品であるが、「由緒書」（文書二二八）には、その他に

瑞龍院様御筆和歌 一幅

瑞龍院様御所持御笛 二管

「諺忍律師と徳川宗春」再考

ただし、一管には鳳吹と銘がある。

晃禅院様御自筆忠之字掛物 一幅

右の三品も加えられている。

(Ⅷ) 宝泉院（宗春側室、お薫の方）よりの寄附品

一、章善院様富士の御吹絵 一幅

二、章善院様御所持水精数珠 一連

三、山林 愛知郡新屋敷村之内一ヶ所

この山林は宝泉院より御祠堂金拾両御寄附の御内意があったため、その金子により安永八年（一七七九）に松山を求めて御祠堂山とした。宝泉院も御満悦であることを天明三年（一七八

三）九月に寺社奉行所へ申達している。

四、渡り浮杜丹香爐 一箇

寄附年月日は不明である。

五、御祠堂金貳拾壹両

これは宝泉院の没後に納められるもので、稲葉七蔵によって持参された。

以上の五点であるが、位牌については

一 宝泉院殿御位牌従

殿方様御安置被 仰付候哉 年月共相分不申候

とあるように、九代藩主宗睦によって安置された。なお、「由緒書」（文書二二八）には

一天明六年

宝泉院殿御位牌 御安置

とあるところから、天明六年（一七八六）であったものと思われる。その他、「由緒書」などには記されていないが、宝泉院真蹟の和歌を所蔵している。その軸の箱書や軸の表書を見ると、

宝泉院君和歌真蹟 一幅

宝泉院消息文

宗春卿御内室宝泉院殿和歌 一幅

八事山宝蔵 尾陽八事山興正寺什物

此和歌墨蹟者宝泉院君所為而冷泉垂相澄覚公所点也。今装演為一軸蔵于八事山高照寺。君章善公世婦。姓猪飼名華子。称和泉。以安永九年庚子十一月八日卒。法號曰宝泉院阿薰芳貞大禪定尼。

とある。歌の詞書は

よはひむそちにみち侍るによりことふきの御詠をたまはりしか
はかしこまり□をよめる

とあり、和歌は

ことのはのめくみつきせぬ松かけのいつみのみつはちよもにこ
らし

老いらくのことふきいはふことのはのめくみにちよのよはひを
もへむ

とある。六十才の還暦を迎えて詠歌され、それに対する感謝の心を詠じたものである。なお、天明二年（一七八二）十一月八日の宝泉院三回忌に冷泉為泰、為章が詠じた歌も所蔵している。それには、

宝泉院尼のたむけに寄雪懐旧といふ事を

ため泰

花紅葉ちれば風さえしらす雪のむかしをしたふみめぐりのあと
寄雪懐旧を

ため章

うつもれぬ言の葉くさそあとふもすきし三年の雪のふること
とある。右の二幅については『阿薰和歌集』後集六（名古屋市鶴舞中央図書館蔵、河村オ・六・十二）に所収の同歌の後に、
両卿御手向はよそひて二幅とし八事山興正寺に納りしよし
と記されていることは、興正寺に所蔵することを裏付けるものである。また、同一幅の軸書は諦忍が記しており、それをあげる
と、

和歌 二幅対 諦忍誌焉

章善公世婦猪飼氏名和泉。以安永九年庚子十一月八日卒。享年六十六。法號曰宝永院阿薰芳貞大禪定尼。生平好歌学于冷泉家。當大祥之忌両公作歌追慎今装為対幅蔵于八事山興正寺。両公一則前黄門藤原為泰卿。澄覚公之子也。一則右衛門督藤為章卿。為泰公之子也。幅背所頼矩州四兼曰休姓越智稻葉氏。秀根姓藤原河村氏。益根其子也。将親伊藤氏。皆冷泉公門人。

天明二年壬寅季冬

侍尼 遊仙院栖霞妙起 芝香院深林延寿識

尾張八事山興正寺什物

とあり、宝泉院が冷泉家に歌を学んでいたことや宗春の側近で

あった堀己休（稲葉七蔵の剃髪後の号）、伊藤将親なども冷泉家の門人であったことが明らかになる。

七 おわりに

徳川宗春は元文四年（一七三九）正月、將軍徳川吉宗より隠居謹慎を申し渡され、江戸の尾張藩中屋敷で謹慎生活を送ることになった。同年九月二十二日には江戸を出発して十月三日に名古屋へ入ったが、東海道を通らずに木曾路を通つての名古屋入りであった。道中では、幕府の達しにより民衆が宗春を出迎えることは許されなかった。帰国した宗春は名古屋三の丸の東大手門の西南にある屋敷に幽閉され、十五年後の宝暦四年（一七五四）に城下の御下屋敷へ移された。この引き移しの時、「本遊女濃安都」の附録には

一宝暦四年戌十月十一日、御隠居様御下屋敷へ御引移、夜に入、五ツ頃、京町筋萱屋町へ御懸り被_レ為_レ入候。右御道筋御人之節、白張挑燈燈し申候。辻々へ町方より御足輕罷出人留、町々拝見不_三罷成_二云々。

とあり、宗春の行列は五ツ頃（午後八時）に出発した。道筋では葬式に用いる白張提燈を燈して迎えており、葬送に似ていた。

以後六十九歳で亡くなる明和元年（一七六四）まで十年間、ここで謹慎生活を送ったのである。

御下屋敷は藩主時代に改装して、そのお披露に町民を集めて盆踊り大会を行っている。また、屋敷内の北側には薬草園を創設し

て、徳川吉宗から拝領した朝鮮人參を育て領民に配布している。このように宗春にとって思い出深い場所であった。

伝記資料などによれば、藩主時代には尾張徳川家の菩提寺である建中寺を始め定光寺、熱田社、七ツ寺、若宮八幡に参詣している。しかし、隠居謹慎後は外出も許可されず、寛保三年（一七四三）九月二日に生母の宣揚院が八十二歳で亡くなったときも、葬儀への出席や墓参りも許されなかった。また、宝暦元年（一七五一）に大御所であった徳川吉宗が亡くなったときも宗春の謹慎は解かれなかった。謹慎して二十二年後の宝暦十一年（一七六一）四月十日に建中寺の父母の靈廟に参拝することが許された。それは名古屋市蓬左文庫に所蔵する尾張徳川家の「御系譜」の「宗春卿」の伝記に

一、同十一巳四月十日、松平右近将監殿宅江御家老御呼出相成、御両親様之御墳墓、御靈前江御年回并御祥月、御参詣之御儀、殿様御願之通相濟。

と記されており、老中の松平武元（たけちか）の屋敷へ尾張藩の家老（成瀬正泰か竹腰勝起）が呼出されて願いが許されている（『尾張徳川家系譜』（昭和六十三年三月『名古屋叢書三編』第一卷）七十九頁）。許可を得た宗春は同年六月五日（父命日）と九月二日（母命日）に建中寺へ参拝した（大石学編『規制緩和に挑んだ「名君」——徳川宗春の生涯——』（平成八年十一月 小学館）一八五頁）。しかし、建中寺参拝の様子は明らかにならない。なお、隠居謹慎が解かれたのは吉宗から命ぜられて以来、百年以上経た

天保十年（一八三九）に第十一代将軍を退いた家斉の男子斉荘が尾張藩十一代藩主となったのを機として、同年十月に従二位権大納言を追贈して尾張藩の歴代藩主に加えることが許されたのである。

その二年後の宝暦十三年には、興正寺へ参詣している。参詣の様子は、すでに拙稿「諦忍律師と徳川宗春」で二種の「由緒記」を対照して、「見せ消ち」を利用してながら宗春の行動を明らかにした。しかし、「御参詣留」も加えて対照してみると、従来知られていなかった新しい事実が明らかになったので紹介してみたい。

まず、第一は宗春の隠居謹慎後、宝暦十一年に初めて建中寺への参拝が許された。それまでは、一切の外出が許されていなかったのである。「御参詣留」によれば、宝暦十三年九月二日に建中寺へ参拝して其山（興正寺）へも立ち寄るとある。しかし、興正寺へ急に立ち寄ったのではなく、前もって御作事方から大工や左官などが行つて畳や唐紙を替えたり、本堂廊下の下板も取替えて迎える準備をしている。おそらく興正寺にも両親の御霊牌が祀られているため、その参詣も許されるものと拡大解釈して宗春の希望通り建中寺より興正寺へ立ち寄ったのではなからうか。しかし、幕府より興正寺への立ち寄りが許可されていたかは明確でない。興正寺参詣に関する資料は、興正寺のみしか見出だせないものである。

二に、八月二十七日昼前の打合せに集った稲葉氏や大工などへ一

汁式菜の昼食を出していること。

三に、新しく替えたものとして本堂二十六畳、方丈、御座間十畳、唐紙八本などの修繕箇所が具体的に明らかになった。

次に参詣に来た九月二日についてみよう。

(一) 当日は、天気が良好であったこととお供の休息所の部屋割が明らかになった。

(二) 馬は風呂屋（浴場）で休ませるが、今後の御参詣のために馬屋を外に用意しておくこと。

(三) 初めは本堂に入って両親の位牌へ拝礼する予定であったが、予定がかわり、最初に方丈へ行き、手洗いしてから本堂へ行つて牌前に拝礼するよう変更した。

(四) 昼食後、西山の諸堂の御参詣も終り、帰館する際、興正寺の住職や知事らの見送りの様子が明らかになった。

以上、宗春の興正寺の一日について「由緒書」と「御参詣留」を対照してみると、右のような新しい事実が確認できたのである。

本稿は令和二年十二月十二日に昭和 문화 小劇場で開かれた「宗春公が来た！ 興正寺の一日——宝暦十三年九月二日——」の講演のために再考したところから生まれた成果である。主催された昭和区役所地域推進室の皆様は厚くお礼を申し上げます。